

ヘイト・スピーチ対策に関する国会に対する提言

2013年6月20日

人種差別撤廃NGO ネットワーク

今年にはいり、韓国・朝鮮人が多く住む、あるいは多くの店を出している地域での排外主義的デモが頻繁化、過激化し、民族マイノリティに耐えがたい苦痛を強い続けている。首相、法相らは憂慮を表明したが、具体的な対策は何もとらず、排外主義デモが繰り返されている。そこで、私たちは、先月24日に全国会議員に対しヘイト・スピーチ対策に関する緊急アンケートを行ったが、回答数は1割にも満たず、国会議員の無関心、無責任さが明らかとなった。

しかし、排外主義的デモは、特定の人種・民族・国籍等の属性を有する集団もしくは個人に対し、その属性を理由として差別、暴力、排除や憎悪を煽動したり、侮蔑、脅迫する、マイノリティに対する言動による攻撃である「ヘイト・スピーチ」であり、人種差別撤廃条約第2条1項dの「個人や集団、組織による人種差別」にあたり、国は「禁止し、終了させる」義務がある。

ヘイト・スピーチは、マイノリティの尊厳、人格権、平等権、平穏に生きる権利を侵害する。同時に、マイノリティの表現の自由を萎縮させ、社会のすべての構成員の参加と議論という民主主義社会の基礎を掘り崩し、社会に差別と憎悪をまきちらし、他民族への暴力、虐殺、戦争への引き金となる。これらは、世界大戦などにおける甚大な犠牲を経て得た国際社会の共通の認識である。それゆえ、ヘイト・スピーチに対する法的規制は、国際人権基準として確立している（自由権規約第20条、人種差別撤廃条約第2条、第4条等）。実際、急速に日本社会に広がったヘイト・スピーチにより、マイノリティ当事者は、心身に深い傷をおい、住居、学校や職場を変えざるをえなかったり、辞めざるをえなくなったり、多大な負担を負って裁判をせざるを得なくなったり、民族名や民族の言葉をさらに使いにくくなったり、発言自体控えるようになっていたりしている。また、排外主義デモの横行する地域の店では営業にも支障が出るなどヘイト・スピーチによりさまざまな実害が生じている。

以上より、私たちは、国会に対し、直ちに下記のことを行うよう提言する。

- 1. 国会は、人種差別撤廃条約の法的義務に従い、ヘイト・スピーチ対策を含む人種差別撤廃政策とその法制化を行うべく、ただちに国会における議論と調査を開始すべきである。**
- 2. 1. の議論と調査にあたり、出発点として、ヘイト・スピーチの被害者であるマイノリティ当事者や人権に関する研究者、弁護士などの意見を聞くべきである。**
- 3. 具体的な調査対象としては、第一に、ヘイト・スピーチに関連するこれまでの判例の研究や、実際に被害にあった人たちがとった対応策と警察や法務省人権擁護機関の対応の調査研究などを通じて、現行法制度の問題点を洗い出すべきである。また、人種差別撤廃条約を生かし、現行法制度を活用して、ヘイト・スピーチに対してとりうる対応策を研究すべきである。**
- 4. 第二に、ヘイト・スピーチに直接関する調査として、少なくとも以下のことを直ちに調査すべきである。**
 - ・排外主義デモについての事実関係（参加人数、参加団体、日時場所、プラカードやシュプレヒコール等の内容）。現場での調査や映像を見ることを含む。
 - ・攻撃対象となった人たちの被害状況（心身の状態、行動・生活の変化、営業への影響など）と心理的ケアを含む必要な救済策。
 - ・公人によるヘイト・スピーチおよびインターネット上のヘイト・スピーチの実態調査と、これらと排外主義デモとが相互に及ぼす影響の研究。
 - ・各国におけるヘイト・スピーチ対策、特に法規制とその実施状況。
- 5. 国は、ヘイト・スピーチを含む差別の根絶に向けて、人種差別撤廃条約に従った総合的な差別撤廃政策を策定すべく、就職・労働・教育・入居・入店等の様々な場面における人種等を理由とする差別の実態調査を行い、国の政策を差別撤廃の観点から洗い直し、差別禁止法を制定し、差別撤廃教育を確立すべきである。また、これらの法制度の実施、監視機関として、国際人権基準に見合う政府から独立した国内機関を設置すべきである。**